

第18回

4月始動

「たじま消費者ホットライン」

現在、消費者を取り巻く環境は、複雑化・多様化し、契約トラブルなどが増加しています。

養父市では平成21年4月から、専門相談員を置いて市民からの相談を受け付けているところです。

市民の皆様から寄せられる相談は、訪問販売でのトラブル、マルチ商法、未公開株の被害など様々です。

最近では、借金問題やインターネットの利用トラブルなど特殊な内容や専門的な法律の知識が必要となる相談が増えています。

そこで、多くの実践を通じて経験を積み、複雑化しているあらゆる相談に対応できるように、但馬の3市2町が連携し「たじま消費者ホットライン」がオープンしました。



各市町の相談員6人が「県立但馬生活科学センター」で週2回ずつ曜日をずらして集り、但馬全域の電話相談、来所相談に対応します。

このホットラインでは、相談を受け付けながら、消費者被害救済の取り組みを強化していくこととなります。

また消費生活相談員の力量アップを図り、相談員のネット

トワークを強化し、相談業務全体のレベルアップも図っていきます。

「しまった」「困った」その時は、ホットラインへ連絡をして下さい。

たじま消費者ホットライン

(☎ 0796-23-1999)

平成22年4月19日(月)から開始

受付時間は
(午前9時～午後4時30分)

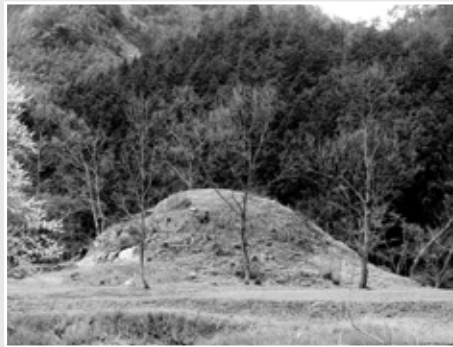
消費生活相談窓口

市役所市民課

(☎ 662-3163)

まちの文化財 66

堀畑1号墳



はさまじ峠東側にある堀畑1号墳

堀畑1号墳は、3月19日に兵庫県指定文化財になりました。

市内にある古墳では、昭和63年に大敷にある塚山古墳などが県指定文化財になって以来の出来事で、21年ぶりの県指定です。市内にある兵庫県指定文化財は、合計で51件になりました。

堀畑1号墳は、谷間地味の東側にあります。平成5年までは兵庫県畜産試験場がありました。現在ふれあい交流施設整備が行われており、駐車場や芝生広場の造成工事が進んでいます。県指定文化財となった堀畑1号墳は、交流施設の中にある歴史的遺産に親しむ古墳公園になります。

古墳の調査は、平成17・18年度に実施しました。古墳の規模は直径が約38mで、高さは最大で7.4mあります。古墳というよりも、小山にみえます。

埋葬施設は、石材を積み上げて造った横穴式石室です。全長11.7m、高さ3.8mの規模で、但馬地方では4番目に大きい石室を持つ古墳になります。

大敷区にある塚山古墳や西ノ岡古墳の石室と同じ築造方法を採用しています。天井は長さ約4.5m、幅約2mの大形石材1枚を置いて造っています。大きな石材を自由に動かす高度な石室築造技術が見られます。大敷に古墳を造った同じ技術者が、堀畑1号墳も造りました。

谷間地味の西側には、県指定文化財の観音塚古墳があります。

観音塚古墳は、市内では珍しい埴輪をめぐらす円墳です。堀畑1号墳は、観音塚古墳に続く大きな古墳です。7世紀の前半に大敷や堀畑では、多くの古墳が造られました。北近畿では、このような大型石室が連続して造られる地域は他にありません。古代の養父地域は、北近畿の古代史を語る上で極めて重要な地域です。

(教育委員会社会教育課)

「健康」 ワンポイント アドバイス



栄養士 村上 養美子

「食育」を推進しよう！ ごはんを食べよう！

「養父市食育推進計画」を昨年9月に策定しました。概要版を各家庭に配布しましたがご覧になりましたか。元気の養父市を作るためにみんなで「食育」に取り組むことが必要です。例えば、野菜の種まき、水やり、収穫、買物、調理、食卓の準備、後片付け等、できることから

始めましょう。概要版に「行動計画」と題して取り組む内容を示しています。家庭ではできるだけ「ごはん」を食べるようにするとバランスのとれた食事をするのができます。ごはんはお腹が空しく、味噌汁をあわせることでバランスのとれた食事になります。地元で作られた安全で安心なお米を食べることで地産地消にもつながります。

最近では、お米の消費の方法として「米粉」を使ったメニューが多く紹介されています。米粉の特長は

- 揚げ物はからりと揚がる
- 油の吸収率が低い
- 腹もちがいい
- 国産で安心（小麦は輸入）などがあります。

米粉はスーパーでは「上新粉」としても販売されており、道の駅でも購入することができます。まずは家庭から、朝ごはんをしっかりと食べることから始めましょう。



やっちゃんぶうちゃん
作:アーモンズ はたけ...の巻 vol.69

ジャガイモえたらジャガイモができるのよ

里芋えたら里芋ができるのよ

サトモ

ボクも何かうえてもいい？

うん、いいよ

ミニカーうえたらじどうしゃができるかな？

うん

『男女共同参画』情報



養父市男女共同参画センターニュース Vol.21

「改正育児・介護休業法」が施行されます！

6月30日から改正育児・介護休業法が施行されます。改正のポイントには次の4点です。

- ① 3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の措置の義務化、所定外労働の免除の制度化
- ② 子の看護休暇の拡充
- ③ 男性の育児休業取得促進策
- ④ 介護休暇の創設

※従業員100人以下の企業の施行期日は、①④については、2012年6月30日予定です。今回の法改正で男性の育児休業取得促進策が一つの大きな柱に掲げられたのには、女性の育児休業取得率が90%を超えるの

に対し、男性の取得率は1.23%（平成20年調査）と低く、男性の育児休業取得がなかなか進まない現状が背景にあります。男性も育児休業を取得しやすい環境を整えることは、女性の育児・家事負担を軽減させ、男性も女性も一人ひとりの個性や能力を發揮することができると男女共同参画社会の実現に向けた大きな前進となります。しかし、どんなにすばらしい法制度ができて、それを活かすのは「人」です。当事者を取り巻く職場や上司、人事担当が協力しあい利用しやすい制度に育ていくことが重要です。

《育児休業取得の実践者からのアドバイス》

- 会社の育児休暇・育児支援制度を確認しておく。
- 休業中に収入が減っても困らないようにする。
- 仕事の都合をつけやすい時期を見つけておく。
- 上司や同僚と、取得する時期を話し合っておく。
- 誰かが取らないと職場風土は変わらないので、勇気を持って手を挙げよう。

ハローワーク八鹿
【電話】662-2217